

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第254回 新『会社法』＝登録資本登記管理制度の実施方法

中国国務院が7月1日に公布した『「中華人民共和國会社法」登録資本登記管理制度実施に関する国務院の規定』(以下「本規定」という。)は、新『会社法』第47条の「株主全体が払込を引受けた出資額は、会社定款規定に従い、会社成立日から5年以内に株主が満額を払込む」という規定と、第266条の「本法施行前に登記設立済みである会社の出資期限が本法規定の期限を超えている場合、法律や行政法規、若しくは国務院に別段の定めがある場合を除き、本法規定の期限内になるよう段階的に調整しなければならない。出資期限又は出資額が明らかに異常である場合、会社登記機関はこれを遅滞なく調整するよう法的に要求できる。具体的な実施弁法は国務院が規定する」という内容に関する詳しい実施方法を明確に規定した。今回は上記のポイントを解説する。

◇新『会社法』の出資期限規定が日中合弁会社の経営に影響を与える事例

2020年、日本本社A社と中国民営企業B社は共同出資で合弁会社C社を設立し、A社はC社設立後1年以内、B社はC社設立後10年以内にそれぞれC社への資本金払込完了を約定した。新『会社法』公布後、B社の出資期限が新法に規定された5年の期限をはるかに超えていたため、A社はB社が早期に払込を完了すべきだと考えたが、B社は新法の具体的実施方法が明確でないため早期払込を実行できないと主張し、両社間の交渉は難航した。

◇本規定の解説

1、本規定は、まず登録資本の払込出資期限の移行期間を明確に規定した。2024年6月30日までに登記設立された有限責任会社は、残余払込引受出資期限が2027年7月1日から5年を超える場合、2027年6月30日までに残余払込引受出資期限を5年以内に調整し、且つ会社定款に記載しなければならない。つまり、既存の有限責任会社の登録資本出資期限は、最長2032年6月30日までとなる。

2、会社の生産経営が国家利益や重大な公共利益に関わっており、国務院の関係主管部門又は省級人民政府が意見を提出する場合、国務院市場監督管理部門は、従来の出資期限による出資に同意することが可能である。これにより、中国の国有企業と共同設立した一部の合弁会社は、本項規定の適用対象となる可能性がある。

3、会社の出資期限、登録資本が明らかに異常である場合、会社登記機関は会社の経営範囲、経営状況及び株主の出資能力、主要事業、資産規模などを総合的に検討・判断し、真実性、合理性の原則に違反すると認定した場合、遅滞なく調整するよう法により要求できる。

4、会社は、株主の払込引受と実質払込出資額、出資方式、及び出資期限の調整、又は発起人の購入引受株式数の調整などの情報に関わる事象が生じた日から20業務日以内に、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。

5、会社が本規定通りに出資期限及び登録資本を調整しない場合、会社登記機関が是正するよう命じる。期限を過ぎてなお是正しない場合、会社登記機関が国家企業信用情報公示システム上に特別表記し社会に公示する。

6、会社が営業許可証を行政処罰による取消や、閉鎖・取消命令を受けた場合、又はその住所や経営場所を通じて一切連絡ができず、経営異常リストに入り、出資期限や登録資本が本規定に適合せず且つ調整手段がない場合、会社登記機関は当該会社を別枠で管理する。

会社が営業許可証の取消しや閉鎖・取消命令を受けた日から3年経過後も会社登記機関に会社登記抹消を申請していない場合、会社登記機関は、60日を下回らない公告期間で国家企業信用情報公示システム上に公告できる。公告期間に、関連部門、債権者及びその他利害関係者が会社登記機関へ異議を提出した場合、抹消手続は行われぬ。公告期間満了までに異議がなかった場合、会社登記機関は会社登記を抹消できる。

7、会社株主が、払込引受出資額を本規定通り払込まない、若しくは会社が法に従って関係情報を公示しない場合、『会社法』及び『企業情報公示暫定施行条例』の関係規定により処罰する。

8、中国国家市場監督管理総局は本規定に基づき、会社登録資本登記管理の具体的な実施弁法を別途制定する予定である。

◇日系企業へのアドバイス

本規定は、設立済みの会社が依然登録資本金の払込を完了していない場合の最長出資期限と、登記変更方法を明確に規定した。そのため、該当する状況に当てはまる日系企業にも、本規定に沿ったタイムリーな対応が求められている。

《北京・華北・東北》

北京市民の1～6月消費支出5.7%増＝交通・旅行関連が大幅増

中国国家统计局の北京調査総隊は17日、北京市民の今年1～6月の平均消費支出額が前年同期比5.7%増の2万4165元（約52万2800円）だったと発表した。

居住地域別では、都市住民が同5.6%増の2万5769元、農村では6.1%増の1万3802元だった。

支出の項目別では、交通・通信関連が19.2%増、教育・文化・娯楽関連が19.5%増などとなった。特に、交通関連の支出は24.6%増、ツアー旅行の代金支出は2.4倍、映画や各種公演のチケットへの支出は34.6%増など、大幅に拡大した。（時事）



三里屯のショッピング街を歩く買い物客ら＝6月5日、北京（AFP時事）